

弥富市と大塚製薬株式会社との
健康づくりの推進等に関する包括連携協定書

弥富市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（名古屋支店取扱い：以下「乙」という。）とは、弥富市民（以下「市民」という。）の健康づくりの推進等における包括連携協力について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携のもと、健康を核とした地域活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 健康づくり、食育に関すること
- (2) 熱中症対策に関すること
- (3) 防災対策、災害時における協力に関すること
- (4) まちづくりに関すること
- (5) その他地域の活性化、市民のサービス向上に関すること

（協議）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定における連携協力の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承認を得ずに、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（目的外使用の禁止）

第5条 甲及び乙は、秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに、第1条の目的以外に使用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める責務を負うものとする。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から本協定終了の申し出がない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（変更及び解約）

第7条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更又は解約を申し出たときは、その都度協議の上、本協定内容の変更又は解約することができるものとする。

（疑義等の決定）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義等が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年6月23日

甲 愛知県弥富市前ヶ須町南本田335番地
弥富市
弥富市長

安藤正明

乙 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号
大塚製薬株式会社
ニュートラシューティカルズ事業部
名古屋支店 支店長

市上 務